



# 十津川

「心身再生の郷」

2022

3

第726号

## 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

# 議会だより

## 第4回定例会

令和3年12月13日(月)～14日(火)、十津川村議会「第4回定例会」が開催され、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議しました。

14日の一般質問では、3人の議員が村政全般について質問を行いました。

今回審議した内容は、次のとおりです。

### 専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分が報告され、承認しました。

#### ●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第7号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ691万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,841万1千円としました。



#### ●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第8号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ810万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,651万9千円としました。

#### ●令和3年度十津川村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)

歳入の補正を行いました。

### 補正予算

#### ●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第9号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,624万2千円を追加し、総額を60億4,276万1千円としました。

#### ●令和3年度十津川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を4億6,988万6千円としました。

#### ●令和3年度十津川村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336万6千円を追加し、総額を2億

1,204万4千円としました。

#### ●令和3年度十津川村十津川温泉事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ620万4千円を追加し、総額を3,456万5千円としました。

#### ●令和3年度十津川村湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第2号)

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万円を追加し、総額を1,570万8千円としました。

### 条例改正

#### ●十津川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

村人口の減少に伴い、議員定数に関する条例を改正しました。

#### ●十津川村議会委員会条例の一部を改正する条例

議員定数条例の改正に伴い、

条例を改正しました。

#### ●十津川村議会会議規則の一部を改正する規則

標準町村議会議規則の一部が改正されたことにより、十津川村議会議規則の一部を改正しました。

#### ●十津川村デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例

デマンド型乗合タクシーの運行を全村に拡充するため、条例の一部を改正しました。

#### ●過疎地域自立促進特別措置法に係る村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法制定に伴う固定資産税の課税を免除する規定について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しました。



## 一般質問

### ●十津川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国の省令の改正に伴い、条例の一部を改正しました。

### ●十津川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

出産育児一時金の支給内容が変更になるため、条例の一部を改正しました。

### ●奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について

組合の構成団体数の変更、管理者等に関する規定及び、経費負担について、同組合規約に所要の変更を行うため、規約の一部を変更しました。

### ●損害賠償の額の決定について

簡易水道開栓誤りにより損害を与えた家財等の賠償額を決定しました。

### ▼質問

村の医療福祉政策について、今後どのように充実していくのかお考えを伺います。

(千葉浩議員)

### ▼答弁

通常時の医療においては、公共交通機関の問題であると考えております。公共交通機関が都市部と同じような形で用意できれば、スムーズな診療を受けられるものと考えており、こちらを充実させていきたいと考えております。

また、もう一つ十津川村の医療でネックとなっている救急医療の問題については、ドクターへの夜間運航がキーになるとの考えを奈良県知事に強く申し上げましたところ、受け入れ地域の納得が得られれば、県としても前向きに検討するということも頂いております。

通常時と緊急時の医療体制、その二つを軸に今後取り組んでいきたいと考えております。

### ▼質問

消防団の費用弁償について、一回当たり支給額改善の必要性はないのか伺います。

(小西規夫議員)

### ▼答弁

消防団の処遇改善という点については来年度の見直しを検討しており、予算計上に向け準備をしております。全国的に消防団員の減少というのが問題となっており、国からも処遇改善に関する通知も来ており、全国的に見直しが検討されているところです。

見直しの内容につきまして、現状一回の出動が一律3,000円ですが、今後ポンプの点検、啓発活動につきましては3,500円になります。また、災害等の対応については二日8,000円に改正する予定です。

村の消防団は災害時に必要不可欠な存在ですので、処遇改善を行い消防団員数の確保に努めて、今後も消防団員の活動にご尽力いただきたいというふうに考えております。

### ▼質問

公共施設の廃止、及び改善の方針について伺います。

(井向久昭議員)

### ▼答弁

現在の小原診療所は耐震性がなくことから、役場敷地内に、災害対策本部拠点として、小原診療所と災害本部施設を複合した施設の新築を予定しております。山村振興センターは廃止、解体の予定ですが、入居している各種団体と移転先等の協議を進めていきます。

旧二村小学校、旧西川第一小学校、旧葛川小学校、旧折立中学校、旧西川中学校は廃止、解体の方向で地元と協議してまいります。また現在、地元協議会の利用がある旧五百瀬小学校、西川第二小学校についても協議会・地元とも協議してまいりたいと考えております。

旧上野地中学校は、三つの団体に貸しておりますが、急傾斜地崩壊対策事業の対象区内に入っているため、今後について地元とも協議していきたくと考えております。

迫西川公民館につきます。

は、村が建設しましたが、地元へ移管の方向で協議してまいりたいと考えております。

衛生センターの旧し尿施設は、新しいし尿処理が突発的にオーバーすることを想定し、地下のし尿貯留槽は残し、地上部分の施設は解体する方向で考えております。

いずれの施設も周辺の地元の方々としっかり協議することを前提に進めさせていただきたいと考えております。



# 村職員の定数・給与・勤務条件等 人事行政運営等の状況を公表します

お問い合わせ 総務課 ☎0746-62-0001

「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政運営等の状況について公表します。

## 職員の任免及び職員数に関する状況

十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

### ●級別職員数(一般行政職)

(令和3年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	20	13	18	17	12	80
構成比	25.0%	16.2%	22.5%	21.3%	15.0%	100%
1年前の構成比 (参考)	28.1%	10.1%	22.5%	21.3%	18.0%	100%

### ●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政職部門	議会	2	2	0	新規採用 2名 退職 ▲13名 増減 ▲11名
		総務	28	22	▲6	
		税務	3	3	0	
		民生	21	18	▲3	
		農水	13	13	0	
		衛生	11	11	0	
		土木	12	12	0	
		商工	4	4	0	
	小計	94	85	▲9		
教育	19	16	▲3			
公営企業等	水道	3	3	0		
	その他	16	17	1		
	小計	19	20	1		
合計		132	121	▲11		

※臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。

### ●年齢別職員構成

(令和3年4月1日)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	5	16	13	10	15	16	20	11	3	12	0	121

### ●職員定数及び職員数

(各年4月1日)

区分	令和元年度	令和2年度
職員定数	154	154
職員数	138	132

### ●全職員の平均年齢

(各年4月1日)

区分	令和元年度	令和2年度
平均年齢	40.2歳	39.8歳

### ●採用者

区分	令和元年度	令和2年度
採用者	9	4

### ●退職者

退職には以下の事由があります。

【定年退職】定年(60歳)により退職する場合

【定年前早期退職】人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

【自己都合退職】本人の都合により退職をする場合

【その他】他団体からの派遣期間満了、死亡による退職等

### ●事由別退職者数

(令和2年度)

区分	定年	定年前 早期退職	自己都合 退職	その他
一般行政	7	1	5	—
特別行政	—	—	—	—
公営企業	—	—	—	—

### ●再任用

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では令和3年4月1日現在、再任用は行っていません。

## 職員の給与の状況

村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

### ●人件費の状況 (令和2年度普通会計決算)

人口	3,155人
歳出額(A)	6,483,371千円
実質収支	66,143千円
人件費(B)	1,022,251千円
人件費率 B/A	15.8%

※人件費には、特別職の給料、報酬等を含む。  
(令和元年度の人件費率 15.7%)

### ●職員給与費の状況 (令和3年度普通会計予算)

職員数(A)	135人	
給与費	給料	403,160千円
	職員手当	86,876千円
	期末・勤勉手当	152,896千円
	計(B)	642,932千円
1人あたり給与 B/A	4,763千円	

※職員手当には、退職手当を含まない。  
給与費は、当初予算に計上された額。

### ●特別職の報酬等 (令和3年4月1日)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村長	675,000円	6月期 1.675月分
副村長	590,000円	
教育長	540,000円	12月期 1.675月分
議長	280,000円	
副議長	235,000円	計 3.35月分
議員	215,000円	
		加算措置 有

### ●期末・勤勉手当 (令和3年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.275月分	0.95月分	十津川村と同じ
12月期	1.275月分	0.95月分	
計	2.55月分	1.9月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

### ●時間外勤務手当 (令和2年度普通会計決算)

区分	金額
支給総額	11,358千円
職員1人あたり支給年額	139千円

### ●特殊勤務手当 (令和2年度普通会計決算)

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	22.0%
手当の種類(手当数)	8
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

### ●初任給 (令和3年4月1日)

区分	初任給	一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	171,700円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	188,700円	160,100円
国	初任給	182,200円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	195,500円	160,100円

※村は、十津川村を示す。

### ●平均給料・平均給与月額と平均年齢 (令和3年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
村	281,500円 (349,068円)	39.2歳	261,800円 (305,017円)	45.1歳
国	325,827円 (407,153円)	43.0歳	286,947円 (328,603円)	50.9歳

※村は、十津川村を示す。

### ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和3年4月1日)

区分	一般行政職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	241,775円	212,600円	209,300円
15年以上 20年未満	287,217円	258,180円	-円
20年以上 25年未満	327,843円	309,086円	226,100円
25年以上 30年未満	366,725円	333,483円	245,200円
30年以上 35年未満	382,450円	359,267円	298,233円
35年以上	-円	382,067円	-円

### ●扶養手当・住居手当・通勤手当 (令和3年度)

区分	内容 (月額)	
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族(子)	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限) 28,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km 3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

### ●退職手当 (令和2年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	十津川村と同じ
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人あたり平均支給額	3,828千円	16,219千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%)			

## 職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

令和2年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

## 職員の研修の状況

(令和2年度)

研修名	人数
新規採用職員研修	1

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付（保険・休業・災害・付加）を受けることができます。  
長期給付（年金）は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による怪我、病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

## 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申し立てを行うことができます。

令和2年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

## ●ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日)

区分	令和元年	令和2年
十津川村	91.9	92.0
全国町村平均	96.3	96.4
地方公共団体平均	99.1	99.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## ●昇給期間短縮の状況

区分	令和元年度	令和2年度
職員数A	138	132
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員B	—	—
比較 B/A	—	—

※昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ●職員の勤務時間 (令和3年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

### ●年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。令和2年1月から12月までの平均取得日数は、12.1日です。

### ●育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

令和2年1月から12月までの育児休業取得者数は、5人です。

### ●特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏季休暇	5
子の看護休暇	5

### ●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

令和2年1月から12月までの取得者は、21人です。



十津川村  
空き家・空き地バンク

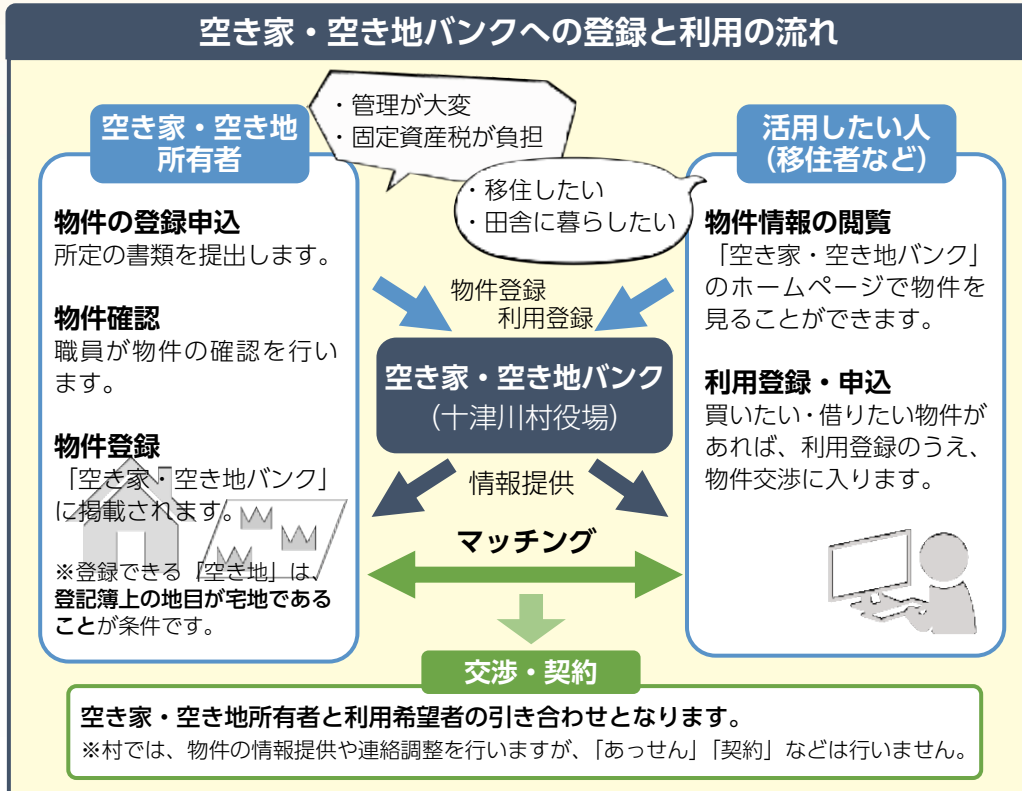
登録物件募集

管理が行き届かない

# 空き家・空き地

賃貸・売買？ 解体？ 活用を考えてみませんか

## 空き家・空き地バンクへの登録と利用の流れ



全国で増加し、社会問題化している空き家。戸建て住宅に暮らす誰もが将来直面する課題です。  
人生設計の一部として、自宅や土地などの不動産の将来を見据えて準備や整理をすることが大切です。

**空き家の問題**  
建物の老朽化による倒壊の危険、地域の景観の悪化、不法侵入や不法占拠、放火による火事の発生、住宅地利用機会の損失など。  
適正な管理をされていない空き家の数が増えると、このような問題になってきます。

### 空き家・空き地バンクの活用

十津川村に住みたいと思っている人に空き家・空き地を提供することで、土地や建物などの財産を後世に残し、人口が増えることで地域が守られます。  
「空き家・空き地バンク」は、村が移住促進や地域の活性化を図る取組みのひとつです。  
空き家・空き地を持っている人は、利用してみませんか。

### 村の取組み

#### 空き家・空き地バンク

空き家・空き地を活用するため、関心のある希望者に紹介しています。登録手数料などの費用は掛かりません。平成26年の運用開始から102件の物件の登録があり、195人が利用希望の登録をしました。

#### 空き家活用を支援

情報バンクに登録した物件を賃貸・売買しやすくするために、空き家の修繕・補修などの補助を行いました。5年間で25件の実績があり、うち92%の物件で賃貸・売買が成約しています。

#### 空き家など解体費用を補助

解体費用の補助を行い、5年間で73件の実績があります。うち21件では解体後に家屋が新築され、宅地として活用されています。

### 相談しましょう

家や土地を残すのか手放すのか。早い段階で「住まいの終活」を始めることが空き家問題の解決の手立てになります。将来、家や土地をどうしていくのかご家族・ご親族で相談しておきましょう。

「空き家・空き地バンク」は、空き家・空き地の市場流通や活性化を図ることで、地域の活性化につながる制度です。空き家・空き地をどのように活用すればいいのか分からないとき、村が力になれるかもしれません。一度相談してみてください。



貸したい！ 売りたい！  
探したい！

◀ 十津川村 HP 「空き家・空き地バンク」  
<https://www.vill.totsukawa.lg.jp/akiyabank/index.php>

お問い合わせ

総務課 企画グループ ☎ 0746-62-0910

# 診療所からのお願い

感染症予防対策のため、  
下記の症状に1つでも当てはまる人は、  
電話してから診療所にお越しく下さい。  
来院された場合、診療所の中に入らず、  
外からお電話ください。  
※また、できるだけお車で  
ご来院ください。



熱がある

腹痛

熱があった

下痢

頭痛

節々の痛み

咳が出る

だるさ

のどの痛み

吐き気

鼻水

嘔吐

小原診療所

☎63-0040

上野地診療所

☎68-0207

皆さまのご協力をお願いします。



# 1分1秒でも早く患者さんのもとへ 走る!ドクターカー

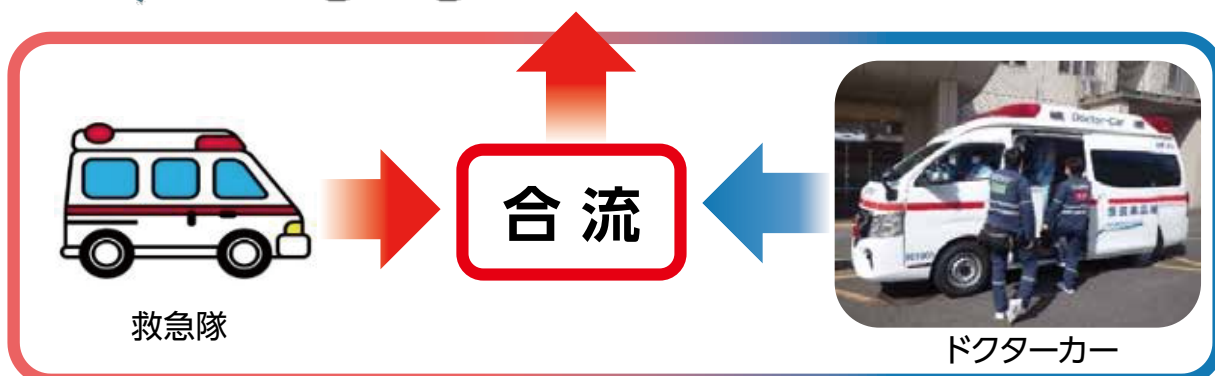
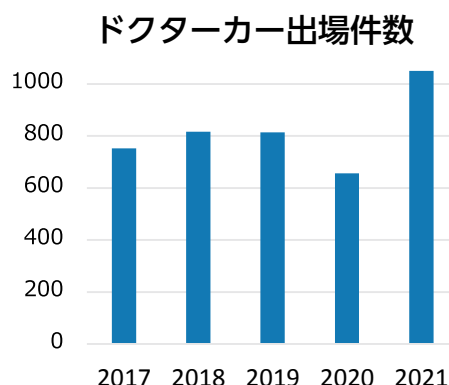
救急医療の現場では**1分1秒**でも早く治療を始めることが患者の**命を救う**ことになり後遺症を減らすことに直結します。

奈良県広域消防組合は、奈良県立医科大学附属病院と協同し、通報内容から医師、看護師と救急隊員が患者のもとへ駆けつけるドクターカーを運用・運行しています。



## 出場範囲

奈良県広域消防組合管内  
(奈良市、生駒市除く)



ドクターカー最大の特徴は機動力を活かした医師と看護師による早期医療行為の開始です。**救急車との合流にコンビニや飲食店などの駐車場、空地を利用させていただくことがあります。**

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【問い合わせ】奈良県広域消防組合 消防本部 警防部 救急課 ☎0744-26-0116

マークの見方 **甲**申し込み **時**日時 **所**場所 **問**お問い合わせ

**お知らせ**

**〔奈良県収入証紙  
十津川警察庁舎での販売終了〕**

十津川警察庁舎内にある「奈良県収入証紙売りさばき所」を令和4年3月31日をもって廃止します。

廃止後、十津川警察庁舎で申請手続きをする場合、必要な奈良県収入証紙を事前に購入(持参)していただくようお願いいたします。

奈良県収入証紙は十津川村役場出納室(1階)または新宮信用金庫十津川支店(大字平谷)で販売しています。

**奈良県収入証紙 購入例**

●「運転免許証更新」手続き

**更新手数料**

**2500円分**

+

**講習手数料**

**5000円分または8000円分**

**問** (財)奈良県交通安全協会

五條警察署 十津川警察庁舎

☎0746・63・0110

**衛生センターからのお知らせ**

ごみ焼却施設では、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により、毎年1回以上排出ガス中のダイオキシン類による汚染の状況(ダイオキシン類濃度)についての測定が義務付けられており、同法による排出基準値(5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)以下に抑える必要があります。

十津川村衛生センターの令和3年度の測定結果は次のとおりです。

**0.30ng-TEQ/m<sup>3</sup>N**

(令和3年8月24日測定)

※1ng(ナノグラム)=10億分の1g

**問** 衛生センター ☎0746-63-0391

警察庁・都道府県警察

- 庁外 -		- 役場以外 -	
衛生センター 63-0391	し尿処理場 63-0291	観光協会 63-0200	森林館(古ル野) 62-0567
小原診療所 63-0040	上野地診療所 68-0207	泉湯 62-0090	滝の湯 62-0400
歴史民俗資料館 62-0137	体育文化センター 63-0067	温泉プール 64-0762	高森の郷 64-1800
		北部保健センター 68-0017	森林組合 64-0301
		十津川警察庁舎 63-0110	五條消防十津川分署 64-1190
			道の駅十津川郷 63-0003
			庵の湯 64-1100
			社会福祉協議会 64-0666
			商工会 62-0132
			五條消防大塔分署 0747-36-0317

## 十津川村奨学金制度について

経済的に修学が困難な学生の修学を支援するため、無利子の奨学金制度があります。令和4年度分の申込み締切は、令和4年5月13日(金)です。

### ●貸与条件(次の①～③をすべて満たす人)

- ①学業優秀であること。
- ②経済的理由で修学が困難な人。
- ③奨学金を受けようとする人またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人であること。

### ●貸与期間

正規の修学期間

### ●貸与内容

- (1)学校教育法による大学及びこれに準ずる学校  
……貸与月額3万円以内
- (2)学校教育法による全日制高等学校  
……貸与月額2万円以内

※すべての申請者に貸与できるとは限りません。貸与にあたっては、資格審査があります。

**■** **■** 教育委員会事務局 ☎0746-62-0003

## お知らせ

### 【遺言の日】記念無料法律相談

4月15日を「長(4)い、遺言(15)」「と(い)こ(こ)で「遺言の日」と定め、「遺言の日」記念無料法律相談を行います。

### 相談内容

相続遺言に関することに限ります。

### ■ 要予約。下記問合せ先に申込み。

#### 【予約受付期間】

4月1日(金)～12日(火)

(平日午前9時30分～午後5時)  
**【定員】**16人(先着順)

**■** 4月14日(木)

午前10時～12時・午後1時～3時  
(相談時間1人30分間)

**■** 奈良弁護士会(奈良市)

**■** 奈良弁護士会

☎0742-22-2035

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、中止または変更する可能性があります。

## 募集

### 【警察官採用試験(第1回)】

**■** (郵送)簡易書留・持参

3月4日(金)～4月15日(金)  
インターネット申込

### 【受験資格】

平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または令和5年3月末日までに卒業見込みの人

**■** 第1次試験日

【教養試験・論文試験】

5月8日(日)

【体力試験・口述試験】

5月21日(土)、22日(日)のうち指定する1日

**■** 奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578

奈良市登大路町80番地

☎0120-351-2004

↑ <https://www.police.pref.nara.jp/category/5-0-0-0.html>



### 【国税専門官採用試験】

**■** インターネット申込

3月18日(金)～4月4日(月)  
↑ <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



### 【受験資格】

- (1)平成4年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人
- (2)平成13年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの

- ①大学を卒業した人及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ②人事院が①に掲げる人と同等の資格があると認める人

**■** 第1次試験日

【基礎能力試験・専門試験】

6月5日(日)

【人物試験・身体検査】

7月4日(月)～15日(金)のうち指定する日時

**■** 大阪国税局人事第二課(試験係)

☎06-6941-5333

吉野税務署総務課

☎0746-32-3305

(音声案内に従い「2」を選択)



役場代表  
電話 0746-62-0001  
FAX 0746-62-0210  
IPフォ 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

庁舎2階  
総務(総務・防災)62-0001  
(企画)62-0910  
産業(観光)62-0004  
(農業)62-0005  
(林業)62-0909  
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階  
住民財政建設 62-0900・62-0911  
62-0903  
62-0033(直通)  
(道路)62-0904  
(ダム)62-0907  
(水道)62-0908

福祉施設出納 62-0901・62-0902  
62-0905  
62-0906  
庁舎3階  
議会事務局 62-0002



# 森林法きほんの **木**

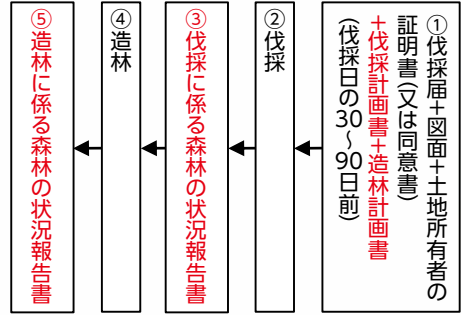
～第10条の8【伐採届】の巻～



**ちょっとまてい!!!**

自分の山でも  
ちょっと邪魔だから伐っちゃおう! も  
勝手に伐って売っちゃえ! も  
実は **法律違反** です!

### 伐採届の流れ



森林の木を伐採するときは、事前に村への届出が必要です(林地開発や保安林など一部例外があります)。届出の対象となるか、どんな届出が必要なのか、一度役場までご相談ください。また、令和4年4月1日から届出の様式が変わります。詳しくは村のホームページをご覧ください。

※④⑤は造林を行う場合  
赤字は令和4年4月より追加項目





～あなたの森林をつなぎます～

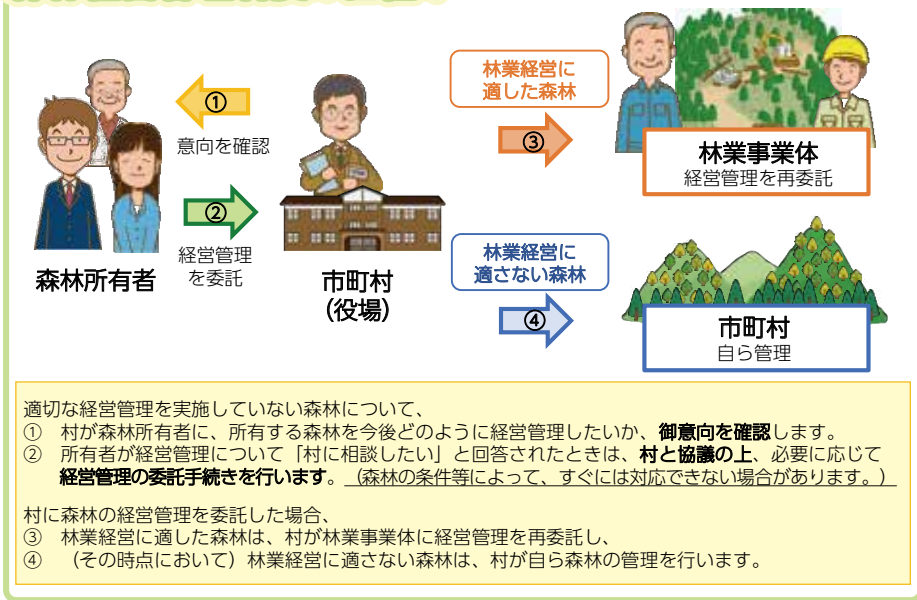
# 森林経営管理制度



前月の村報では、十津川村において安全で豊かな暮らしを育むためには、森林を適正に管理していく必要があることから、森林整備に関する村の施策を紹介しました。

今回は、その続きとして、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ制度「森林経営管理制度」に関する村の取組を紹介します。

## 森林経営管理制度の仕組み



## 森林経営管理制度とは？

平成31年4月、新たな法律「森林経営管理法」が施行され、森林所有者は所有する森林について、適時に伐採・造林・保育といった経営管理を実施することとされました。

これと併せて、森林の経営管理を行う方法について、以前は森林所有者から林業事業体に委託する方式のみであったところ、市町村が間に入る新たな方式として「森林経営管理制度」がスタートしました。

## 十津川村における取組

村では、令和元年度から、年間1箇所のモデル地区を設定し、森林経営管理制度による森林整備を進めるため、次の取組を実施しています。

### ◆森林境界明確化

間伐等を行うためには、森林の場所(境界)が分かっていることが前提となります。一方、集落周辺では所有形態が小規模・分散的であり、境界不明の森林が多く見られます。このため、村では、まず境界明確化(杭打ち)を行うこととしています。これまでに、谷瀬で32ha、七色で7haの境界を明確にし、今年度は小井・湯之原で明確化を進めています。

### ◆所有者の意向調査と経営管理を受託・実施

最初のモデル地区である谷瀬地内の森林について、所有者15人を対象に意向調査を行い、3haの森林の経営管理を受託し、森林経営管理事業として保育間伐を行いました。



↑ 間伐後の森林 (谷瀬)

### ◆今後の展開

主要道路や景勝地に至る道などの周辺の森林から順次取組を進めていきたいと考えています。

お問い合わせ 産業課 林業グループ ☎0746-62-0909

## 2022年(令和4年)10月1日から

# 後期高齢者医療制度の窓口負担割合が一部変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、75歳以上の人※で一定以上(課税所得28万円以上)の所得がある一部の人(現役並み所得者(窓口負担割合3割の方)の割合は変わりません)が医療費の窓口負担割合が2割になります。  
※一定の障がいのある65歳以上75歳未満の人で、申請により広域連合の認定を受けた人を含む。
- 変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人です。  
※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

## 窓口負担割合が2割となる人には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

## 2022年(令和4年)度の被保険者証の発送について

2022年(令和4年)度の被保険者証は、年2回発送となります。

- 1回目は7月下旬ごろに、令和4年8月1日からお使いいただける令和4年9月30日(有効期限)までの被保険者証を発送いたします。
- 2回目は9月下旬ごろに、制度の施行日である令和4年10月1日からお使いいただける令和5年7月31日(有効期限)までの被保険者証を発送いたします。

## お問い合わせ

### ● 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問など

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719(通話料無料)  
月曜日～土曜日(日曜・祝日除く) 9:00～18:00

### ● 医療費窓口負担割合・被保険者証などに関するお問い合わせ

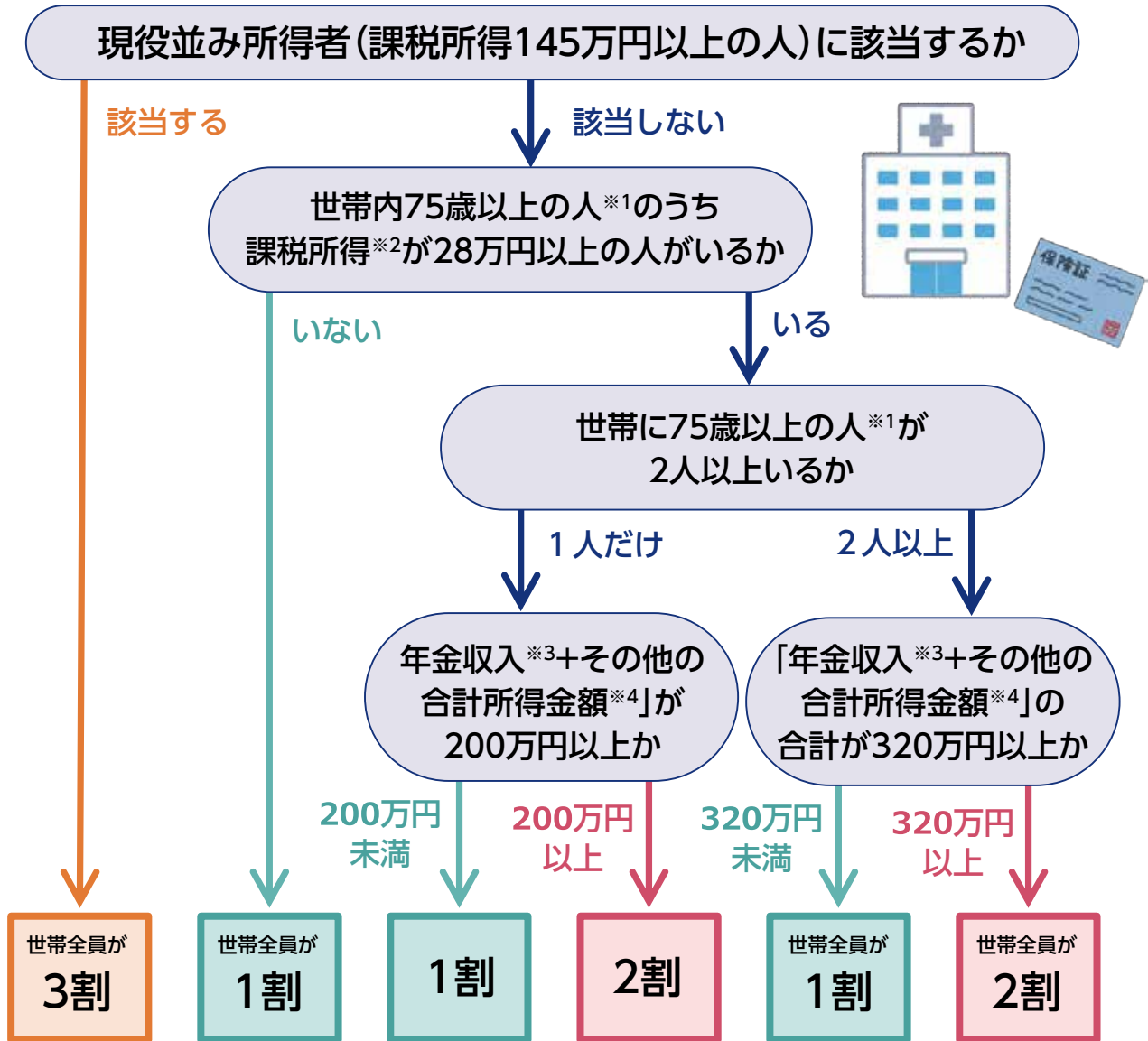
奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎0744-29-8430  
十津川村役場住民課 ☎0746-62-0900





## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(令和3年中の所得をもとに、令和4年7月頃から判定が可能になります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の人(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)などを差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
☎ 0746-62-0067



## 上湯川きのご生産組合を見学しました!

十津川第一小学校・第二小学校 合同村内めぐり



2月22日、十津川第一小学校と第二学校の3年生が、合同で村内めぐりを行いました。この村内めぐりは、社会科及び総合的な学習の時間の一環として、年間3回村内の各方面を実際に訪れ、産業や仕事を学ぶものです。

今回の村内めぐりでは、バスに乗って上湯川きのご生産組合を訪問させていただきました。見学では、職員に施設や仕事の内容について教えていただいたほか、きのこの収穫体験もさせていただきました。また、児童からの「何人働いていますか」「仕事をしていますか」といった質問にも丁寧に答えていただきました。

その後、上湯温泉で河原を掘って足湯の体験をしたり、昴の郷で野猿の体験をしたりしました。

寒い中ではありませんでしたが、楽しい1日を過ごし、児童は村に対する興味や関心がより高まったようでした。

## 十津川村を再発見!

大和・紀伊半島学研究所連携シンポジウム



2月13日、「十津川村再発見 ―村史・地理・自然編 発刊に よせて―」と題して、奈良女子大学の和・紀伊半島学研究所と連携し、シンポジウムを開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十津川村と奈良女子大学をリモートで繋ぐ形式での開催となりました。

このシンポジウムでは、十津川村史の発刊に携わられた先生方を中心として、村史で注目すべき点を分かりやすく解説していただきました。また、十津川村の雄大な自然や、その中で形成された十津川村の社会について意見交換も行われました。

村民が知らなかったり、普段意識をしていなかったりする村の魅力についても議論があり、これからの十津川村を考えるにあたって有意義なシンポジウムとなりました。

シンポジウムの様子は、3月と4月の2回に分けて、とっかわテレビで放送されます。

## 子ども駅伝記録会を実施

市町村対抗子ども駅伝大会は中止に

3月5日に、橿原運動公園で第17回市町村対抗子ども駅伝大会が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。有志の小学4〜6年生が大会に向けて練習を重ねていましたが、残念な結果となってしまいました。

大会は中止となりましたが、12月の初めから継続的に行っていた練習の成果を出す場として、2月15日に十津川中学校で記録会を行いました。

記録会には、これまで練習に参加してきた有志の児童が参加しました。1組6人のチームを3つ作り、タスキをつないでタイムを競いました。これまでの練習の成果を発揮し、多くの児童がこれまで一番のタイムを記録しました。

後日、参加した児童には、記念としてこれまでのベストタイムが記録された賞状が渡されました。



のら文庫  
役場玄関入ってすぐの文庫です。  
図書の出しや資料の閲覧を行っています。

開館/平日 8:30~17:15  
休館/役場の閉庁日  
◆貸出上限 ひとり5冊  
◆貸出期間 3週間まで

### ◆新着おすすめ図書◆

#### 児童

『すつてあそべる! ポケモンはみがき』  
かなへい/え  
とっかわ みほ/ぶん



黒い箇所を指でこすると歯の汚れが消せるしかけ絵本。おやすみ前の歯みがきを啓もうするストーリーやくすつと笑えるページもあります。23℃以下に冷やすと黒色に戻り、くりかえし遊べる!日本歯科医師会監修。ポケモンスマイル(歯磨き応援アプリ)QRコード付。

#### 一般

『目でわかる イメージ式! 高校数学公式図鑑』  
涌井 良幸・  
涌井 貞美/著



高校数学で扱う公式や数学の考え方の本質をイメージ図で紹介。シンプルな解説とともに図や式を眺めることで、漠然と理解していた数学のしくみや考え方をイメージとして習得することができる、絵本的な受験参考書。



# 高校だより



## 学校行事

### 3年生を送る会

1月31日に本校体育館で3年生を送る会を行いました。3年生のために1・2年生や教員が工夫を凝らした映像作品やダンス、コントなどを披露しました。



今年度最後の3学年全員での行事は、たくさんの笑いに包まれ、楽しい思い出として3年生への贈りものとなりました。



### 寮生を送る会

1月31日の放課後、本校体育館で寮生を送る会を行いました。1・2年寮生からお世話になった先輩へ感謝の気持ちを綴った色紙が贈られ、3年寮生一人ひとりから後輩へ感謝や激励など様々な気持ちのこもったあいさつがありました。



3年寮生には、3年間の寮生活で培ったものを存分に活かし、今後のますますの活躍を期待します。



### 校内マラソン大会

1月31日に第19回校内マラソン大会を行いました。学校を出発し、男子は6.5km、女子は3.5kmのコースを走りました。結果は、男子は1位2年谷口成央さん、2位2年片山篤之さん、3位2年垣野隼人さんで、女子は1位2年香月野々花さん、2位1年小林愛さん、3位1年乾百音さんとなりました。

生徒たちは日頃の体育や部活動の成果を十分に発揮し、最後まで走り抜きました。お互いに応援し合う姿も見られ、寒い中とても充実したマラソン大会になりました。



### キャリア教育優良学校文部科学大臣表彰

1月25日に十津川高校はこれまでの「吉野熊野学」「ふるさと学」「小中高の連携教育」「コミュニティスクール」「インターンシップ」などの様々なキャリア教育の取り組みが評価され、キャリア教育優良学校として文部科学大臣から表彰されました。この受賞は地域の御協力あってのものであり、これからも本校教育活動の御支援をよろしくお願いたします。



## 部活動

### 工芸部・美術部

11月27日～29日に生駒市芸術会館美楽来において第29回奈良県高校生アートグランプリが開催されました。



奈良県の高校生が制作した絵画の平面部門(128点)、彫刻・工芸・映像作品の立体部門(13点)が出品され、本校3年木工芸・美術コースより立体2作品、平面1作品を出品し、立体部門において3年栗田武蔵さんがグランプリ、3年松本和真さんが準グランプリを受賞することができました。



3年生の卒業作品として制作したものが高く評価されたことを励みに、これからもレベルの高い芸術作品を制作していきます。

### 音楽部

1月31日の放課後に本校体育館で、音楽部の卒業ライブを行いました。音楽部3年生の最後の演奏を聴きにたくさんの生徒が集まり、全員が一体となって卒業ライブを楽しみました。







## 児童扶養手当などの額が変わります!

令和3年の全国消費者物価指数が公表され、物価変動率が前年比で0.2%下がりました。これにより、児童扶養手当や特別障害者手当などの月額が、令和4年4月から0.2%引き下げられることとなりました。

### 【額改定となる手当の一覧表】

		令和4年3月まで	令和4年4月から
児童扶養手当 (全部支給)	第1子	43,160円	43,070円
	第2子	10,190円	10,170円
	第3子以降	6,110円	6,100円
児童扶養手当 (一部支給)	第1子	10,180円～43,150円	10,160円～43,060円
	第2子	5,100円～10,180円	5,090円～10,160円
	第3子以降	3,060円～6,100円	3,050円～6,090円
特別児童 扶養手当	1級	52,500円	52,400円
	2級	34,970円	34,900円
特別障害者手当		27,350円	27,300円
障害児福祉手当		14,880円	14,850円

手当を受給されている皆さまは、ご理解とご了承をお願いします。

## 自立支援医療(精神通院・更生医療)を受けている人へ

精神疾患があり、自立支援医療を利用して定期的に通院している人、人工透析のために村外へ通院している人は、**令和4年4月末までに**、令和3年度受診分の医療費や交通費の助成金申請をお願いします。

## 福祉医療費助成制度(村から転出される場合)

医療費の助成(福祉医療費の給付)については、市町村によって制度の内容が異なります。転出先の市町村で医療費助成の対象になるか、申請手続きに必要なもの(課税証明など)をあらかじめ確認されると手続きがスムーズです。

また、転出予定日から村が発行した受給者証は、使用できませんのでご注意ください。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902



## 新型コロナウイルス接種についてのお知らせ



### 新型コロナウイルスをなぜ受けるの？

人の体の中に新型コロナウイルスが入りこみ仲間が増えると、  
ねつ、だるさ、せき、息ぐるしさ、頭のいたみ、味覚の変化などがおきて、  
体の調子が悪くなります。  
ワクチンを受けると、体の中で新型コロナウイルスとたたかう用意ができる  
ので、ウイルスが体に入っても、体の調子が悪くなりにくくなります。



### 新型コロナウイルスを受けるときは、どんなことに注意すればいいの？

<p><b>受ける前</b></p>	<p>37.5℃以上のねつがあるときや、体の調子が悪いときは、 ワクチンを受けられないので、そのことをおうちの人に伝えましょう。</p>	
<p><b>受ける時</b></p>	<p>ワクチンは肩の近くに注射します。 肩を出しやすい服で、受けに行きましょう。</p>	
<p><b>受けた後</b></p>	<p>◎ワクチンを受けた後、15分以上は すわって様子をみましょう。 (30分様子を見る場合もあります) ◎当日はお風呂に入るなど、いつ も通りの生活をするのは問題あり ませんが、激しい運動はやめ ましょう。</p>	<p>◎ワクチンを受けると、以下の症状がで ることがありますが、2~3日で自然と よくなるのがわかっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ねつ    ○気持ちわるさ</li> <li>○だるさ    ○おなかをこわす</li> <li>○頭のいたみ</li> <li>○さむけ</li> </ul>

### こんな症状が出たら、おうちの人や周りの大人に知らせましょう。

● **受けたすぐ後**

- 体のかゆさ
- せき



● **受けた日や4日くらいの間**

- ねつ    ○頭のいたみ    ○胸のいたみ    ○息ぐるしさ
- だるさ    ○さむけ    ○胸がドキドキした感じ



### このワクチンは3週間の間をあけて2回受けてください。



### 守ってほしい、大切なこと。

ワクチンを早く受けている人や、ワクチンを受けられない理由があ  
る人など、様々な人がいます。ワクチンを受けている、受けていない  
といった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは、  
絶対にあってはなりません。





## 保険証の一斉更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一斉更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届出をお願いします。加入は世帯単位ですが、**一人ひとりに保険証を発行**します。

### 次の人の保険証は窓口交付となります

- 修学のため村外に住所をおいている学生の人  
住民課へ届け出てください。  
(必要なもの) **在学証明書または学生証の写し、はんこ**  
※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書などでもかまいません。
- 国保税を滞納している人  
納税相談(別途通知)を行いますので、**はんこ**をお持ちのうえ、**財政課**までお越しください。

※以下の証は記載された有効期間まで引き続きお使いください。

- ・**高齢受給者証**(70～74歳)
- ・後期高齢者医療の保険証(75歳～)
- ・限度額適用(標準負担額減額)認定証
- ・乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・精神障害者医療の受給資格証

### 保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。臓器提供の可否について、意思表示をする場合にご利用ください。

### ジェネリック医薬品希望シールを同封します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

### 有効期限が切れた保険証について

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へご返却ください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。  
納期限は**3月31日**ですので、納期内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746-62-0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746-62-0911





# 年金だより

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ～

## 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除※）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

### 2022年3月31日までに追納する場合の保険料額

〔月額〕

期 間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成23年 4月～平成24年 3月分	15,350 円	11,510 円	7,680 円	3,830 円
平成24年 4月～平成25年 3月分	15,200 円	11,400 円	7,600 円	3,800 円
平成25年 4月～平成26年 3月分	15,180 円	11,380 円	7,590 円	3,790 円
平成26年 4月～平成27年 3月分	15,330 円	11,500 円	7,660 円	3,830 円
平成27年 4月～平成28年 3月分	15,650 円	11,740 円	7,820 円	3,920 円
平成28年 4月～平成29年 3月分	16,310 円	12,230 円	8,150 円	4,070 円
平成29年 4月～平成30年 3月分	16,520 円	12,390 円	8,260 円	4,130 円
平成30年 4月～平成31年 3月分	16,360 円	12,260 円	8,180 円	4,080 円
平成31年 4月～令和 2年 3月分	16,410 円	12,310 円	8,200 円	4,100 円
令和 2年 4月～令和 3年 3月分	16,540 円	12,400 円	8,270 円	4,130 円

・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。なお、上記      部分の保険料には、一定の加算額が含まれています。

### <追納に関する注意事項>

- ① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。  
(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ② 老齢基礎年金を受けられる人は、追納できません。
- ③ 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ④ 追納するためには、申し込みが必要です。

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所または役場住民課へご提出ください。  
(郵送による提出も可能です)

・「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

お問い合わせ

大和高田年金事務所  
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531  
☎0746-62-0900

# 十津川料理帖

## vol.1 めはり寿司

### 材料

高菜漬け

高菜

塩

鷹の爪(お好みで)

米

水

かつお節

しょうゆ

### 高菜漬け

高菜はよく水洗いします。高菜と塩・鷹の爪を交互に重ね、重石をのせます。

約一週間漬けたあと、取り出して手もみし、軽く絞って余分な水分を抜きます。

### 作りかた

- 1 米は普通の水加減で炊飯します。
- 2 高菜漬けの茎を切り離し、切り離した茎の部分を刻みます。
- 3 かつお節としょうゆを合わせます。
- 4 高菜漬けを手のひらに広げて、ご飯をのせ、2・3を具に包みます。

### ひとこと

よく漬かった高菜の葉の部分にご飯を入れて、大きく握ります。食べるときに目を大きくして見開くようになるので、「目張りずし」と言われました。

かつお節や刻んだ高菜をご飯に混ぜて握ったり、具に梅干しや明太子を入れるなど、さまざまにアレンジできます。お好みでどうぞ。



▲葉の裏側を上に向けて広げご飯を包む

塩漬けする前の高菜▶



漬けた高菜を手もみする▶  
数枚を束に転がすように。  
手もみしたあとの高菜漬けは、  
冷凍して保存することも。



(取材協力 二村ミヨ子さん)



# 人のうごき

## おめでた

(敬称略)

廣崎 瑛菜(えいな)女 2月16日  
父:真規 母:夏菜 (上野地)

## おくやみ

松井フユノ 96歳 1月31日(永井)  
中村恵美子 91歳 1月31日(内原)  
石山 くに 103歳 2月9日(平谷)  
福岡 義友 88歳 2月14日(上野地)  
小西 芳和 74歳 2月16日(平谷)  
小野奈津子 99歳 2月19日(平谷)

## 善意銀行

(敬称略)

千葉 ちづる

### ●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和4年3月1日現在)

- 世帯数・・・1,707世帯(-15世帯)
- 人口・・・3,030人(-11人)
- 男・・・1,544人(-3人)
- 女・・・1,486人(-8人)

( )は前月比

## てんいち先生



## \*おたんじょうび おめでとう\*



原田 <sup>ゆうと</sup>優斗 ちゃん(平谷)  
2月2日生まれ(満2歳)  
お姉ちゃんと仲良く  
お毎日楽しく過ごそうね!  
父...道一 母...容子

弓場 <sup>あきと</sup>旭隼 ちゃん(上野地)  
2月21日生まれ(満1歳)

食べるの大好き、お話し大好きあつくん☆  
お姉ちゃんに負けないうらい大っきくなってね。  
父...俊武 母...萌弥



## お誕生日のお子さん募集中!

3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、総務課企画グループへ郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

- ①お子さんの氏名(ふりがな) ②お住まいの大字 ③生年月日
- ④お子さんにひとこと(文字数が多い場合は修正します)
- ⑤保護者氏名

(申込先)総務課企画グループ(十津川村大字小原225-1)

✉ tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

## 今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
(第1ch)9:00~、17:00~

●大和・紀伊半島学研究所 × 十津川村 連携シンポジウム  
『十津川村再発見—村史(地理・自然編)発刊によせて—』(前編)



## 今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!  
(第1ch)13:00~、20:05~

こんにちは。十津川村地域おこし協力隊の角田華子です。

今月の「ぐっと!奥大和」は、奥大和の始動。3月2日に再開する空中の村のジョランさんにインタビューをしました!

新しいアクティビティや、十津川高校の吉野熊野学美術班の皆さんと制作した木製ブランコなど、紹介していますので、是非ご覧ください!



## お詫びと訂正

2月号で誤りがありました。

### 【4ページ】特別会計課

国民健康保険事業 支出額

誤 2億7, 万9千円

正 2億7,692万9千円

お詫びして訂正申し上げます。

## あとがき

▶いつの間にか梅も満開。桃に桜と春の訪れを感じます。いにしえの人も「花に鳴く鶯、水にすむかわづの声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌をよまざりける」と言いました。ここで私も一句とはまいませんが、言葉の力の大きさや大切さを実感します。少しでも村の美しさや魅力を伝えられるような広報紙を作りたいと思います。(弓場)

●今月の表紙 東風の梅(大字池穴)



# 集落の絶景

桜花盛開 (大字上葛川)

撮影: 中村幸夫さん(大字込之上)



## くらしのカレンダー

●・・・診療情報 ▲・・・イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
3/6	3/7	3/8 ●休診【小原】 新型コロナワクチン集団接種(住民ホール)	3/9	3/10 ●出張【玉垣内】	3/11	3/12 ●土曜【小原】
3/13	3/14	3/15 ●出張【五百瀬】	3/16	3/17 ●整形【小原】	3/18	3/19
3/20	3/21 春分の日	3/22 新型コロナワクチン巡回接種(東中/玉置川/竹筒)	3/23	3/24 ●休診【小原】 新型コロナワクチン集団接種(住民ホール)	3/25	3/26 ●土曜【小原】
3/27	3/28 ●休診【小原・上野地】 新型コロナワクチン集団接種(北部保健センター)	3/29 ●出張【玉垣内】	3/30	3/31	4/1	4/2
4/3	4/4	4/5	4/6	4/7 ●整形【小原・上野地】	4/8	4/9 ●土曜【小原】

### 【文字表記】

土曜・・・土曜診療日 五百瀬・神納川地区生活改善センター  
 整形・・・整形外科診療日 東中・・・東中公民館  
 出張・・・出張診療日 玉垣内・・・玉垣内集会所  
 休診・・・休診日 上野地・・・上野地診療所  
 小原・・・小原診療所

### 【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

### 受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:15  
 整形外科診療日 小原 8:30~11:15  
 上野地 14:00~15:15  
 出張診療日 五百瀬・東中 14:30~15:00  
 玉垣内 14:00~15:00

## 十津川村観光大使

### 作家 西村京太郎さんがご逝去

十津川村観光大使でもあり、作家の西村京太郎さん(91歳)が、令和4年3月3日にご逝去されました。

西村先生は、トラベルミステリーの第一人者として活躍され、「十津川警部」の生みの親として知られます。

平成21年から、十津川村観光大使を務めていただき、村の魅力を広く紹介していただきました。

これまでの偉大なご功績に改めて敬意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。